

社会福祉法人 雫石町社会福祉協議会
チャイルドシート等貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、チャイルドシート等（児童を自動車に乗車させる際の補助装置。以下「シート」という。）の貸出を行うことにより、子育て支援の一助に寄与するとともに、交通安全対策の啓発を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業主体は、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(児童の定義)

第3条 この要綱において「児童」とは、新生児、乳児、幼児または学童のうち、貸出品が適合する体格の者をいう。

(対象者)

第4条 シートの貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 普通自動車運転免許を保有していること。
- (3) 同居する親族等にシートを使用すべき児童がいること。
- (4) その構造上、シート等を固定して用いることができる座席を有する自動車を現に使用していること。

2 前項の規定にかかわらず、帰省、緊急の必要その他やむを得ない事由があると会長が認める場合にあっては、児童は、同居していることを要しない。

(貸出し)

第5条 シートの貸出期間と利用料は、次の通りとする。

	チャイルドシート		ジュニアシート
	長 期	短 期	短 期
貸出期間	最長 1年6か月	最長 1か月	最長 1か月
利 用 料	返却時 3,000円	返却時 クリーニング料実費	返却時 クリーニング料実費
対象児童 の めやす	身長：～100cm程度 年齢：新生児～3才ころ 体重：2.5kg～18kg程度 ※ 新生児とは体重2.5kg以上かつ在胎週数37週以上		身長：100～135cm程度 年齢：3才～10才ころ 体重：15kg～36kg程度

2 貸出期間は、これを延長することができない。ただし、該当するシート等が返却された場合、再度貸出し、借り替えすることを妨げない。

- 3 予約は認めない。
- 4 対象児童1人に対し、原則1台のみ貸し出す。
- 5 対象児童数に応じて、同一世帯につき複数台の借用も認める。
- 6 申請手続きの際、記載の無い児童への使用は認めない。

(申請手続き)

第6条 シート等の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、本会会長に申請しなければならない。

- (1) チャイルドシート等借受申請書(様式第1号)
- (2) 自動車運転免許証の写し

- 2 申請者は、チャイルドシート等借受規約(別記)を熟読・理解し、同意のうえ申請しなければならない。
- 3 申請者は、シートの引渡し前に、当該シートの点検をしなければならない。
- 4 申請者は、当該シートが対象児童の体格に適合するか確認しなければならない。
- 5 シートの借り換えをする際、申請者は新しく借受申請書を記入し、申請をする。
- 6 本会は、前項に掲げる書類と引き換えにシートを引き渡すものとする。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により貸し出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受者は、必ず借受品の「取扱説明書」及び「使用上の注意事項」等に従い、車両に正しく取り付けること。特に、エアバックが装備されている車両にあっては、車両の「取扱説明書」等も確認し、エアバック作動時の影響を考慮し取り付けること。
- (2) 自動車を運転する前に、シートが正常に機能することを点検すること。
- (3) 借受者は、本体および「取扱説明書」「付属品(固定用金具等)」等、借受品の保管・管理を適切に行うこと。
- (4) 借受者は、借受品を第三者に譲渡、質入れ、転貸等をしてはならない。また改造等を行ってはならない。
- (5) 借受者は、貸出期間満了前であっても、当該シートが対象児童の体格に適合しなくなった場合は、即座に使用を中止し、すみやかに本会へ報告や返却等を行わなくてはならない。
- (6) 借受者は、借受品の使用中に異変を感じた場合や、交通事故その他の理由により破損した場合は、即座に使用を中止し、すみやかに本会へ報告や返却等を行わなくてはならない。
- (7) 借受者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに本会へ報告しなければならない。
- (8) 借受者は、借受品に破損・汚損・紛失等の損害を生じさせたときは、修繕その他賠償の攻めを負わなければならない。ただし、通常方法によって使用中に故障した場合または、交通事故その他の理由により破損した場合における修繕や弁償については、本会の判断によって免除することができる。

(貸出しの取消し)

第8条 本会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出し条件を変更し、又は貸出しを取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段によりシートの貸出しを受けたとき。

(2) 第7条各号に掲げる事項を遵守していないとき。

(3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 借受者は、前項の規定により貸出しを取り消されたときは、直ちにシート等を会長に返却しなければならない。

(返却)

第9条 借受者は、貸出期間が満了したとき、又は第4条各号に該当しなくなったときは、チャイルドシート返却確認書(様式第2号)および利用料を添えて、遅滞なく借受品を本会に返却しなければならない。

(賠償責任)

第10条 本会は、借受者等が借受品の使用中に交通事故等により生じた損害、障害等について一切の賠償責任を負わない。かつ当該借受品によって何らかの損害、傷害等を負っても一切の賠償責任を負わない。また、借受者の不注意によって生じた損害、目的外使用による損害等についても一切の賠償責任を負わない。

(台帳の整備)

第11条 本会は、シート等の貸出し状況を明確にするために、貸出台帳を整備するものとする。

(貸出し品の整備)

第12条 本会は、シート等の貸出し品を整備するにあたり、関連法令および安全規則等に従うとともに、製造者の指示する耐用年数を目安に適切に管理・交換する。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。